

◇ 定期同額給与

Q : 役員給与のうち損金になる定時同額給与とは、どのような給与を指すのですか？

A : 支給時期が1月以下の一定期間ごとに支給される給与、その他経済的利益を指します。

【解説】

平成18年度の税制改正で損金算入することができる定時同額給与とは、あらかじめ定められた支給基準に基づいて、毎日、毎週、毎月のように月以下の期間を単位として定期的に反復又は継続して支給される給与をいいます。

したがって、非常勤役員に対する年棒や事業年度の期間棒を年1回又は年2回所定の時期に支給されるようなものは、それがたとえ各月ごとの一定の金額を基礎として算定されているものであっても定時同額給与には該当しないこととなります。

また、次のような経済的利益でその金額が毎月おおむね一定のものは定時同額給与とされています。

- ① 役員等を被保険者及び保険金受取人とする生命保険契約の保険料相当額で経常的に負担するもの
- ② 役員に対する家賃等で通常取得すべき賃貸料とに差額がある場合の差額相当額
- ③ 役員に対する金銭の貸付利息で通常取得すべき利息の額とに差額がある場合の差額相当額
- ④ 毎月定額で支給される渡切交際費など

